

車いす使用者に関する車内事故防止の ための取組について

乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ

車いす使用者に関する車内事故の防止が求められています

「事業用自動車総合安全プラン2025」(令和3年3月30日)より抜粋

バリアフリーの推進にあたって安全の確保が前提となるべきものであるところ、自動車事故報告規則に基づく事故報告によると、平成29年から令和元年までの3年間で路線バスにおける車いす使用者に係る車内事故が12件発生しており、そのうちの少なくとも9件は、車いすの固定をしていなかった・不十分だったことに起因する事故であることが確認されている。

国土交通省では、路線バスにおける車いす使用者の安全確保に向けて、障害者団体、バス事業者団体から構成される「路線バスに係る車いす事故対策検討会」を令和2年6月に立ち上げ、現状把握、論点整理を行い、課題と対策の方向性をとりまとめた。路線バス車内における車いす事故の撲滅に向けて、関係者が一体となり、当該検討会でとりまとめた対策を推進する必要がある。

「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書(令和2年12月10日)より抜粋

自動車事故報告規則に基づく事故報告によると、平成29年から令和元年までの3年間で路線バスにおける車いす使用者に係る車内事故が12件発生しており、そのうちの少なくとも9件は、車いすの固定をしなかった・不十分だったことに起因する事故であることが確認されている。

車いす使用者に関する車内事故防止のために

関東運輸局と関東地区バス保安対策協議会では、乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ(以下、WG)を設置して、乗合バスの車内事故や歩行者・自転車との接触事故等の対策を検討しています。

※ WGメンバー:15の乗合バス事業者、(一社)東京バス協会、関東運輸局

本WGメンバー各社が実際に行っている取組をとりまとめました。

自社の状況にあった取組を選択して試行してみるなど、車いす使用者に関する車内事故防止を推進してください。

確実に車いすを固定してください

バリアフリー法に基づく車いす固定装置の備え付け

●移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）
（車椅子スペース）

第39条 バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一・二 （略）

三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四～七 （略）

●バリアフリー整備ガイドライン（車両等編）

<移動等円滑化基準に基づく整備内容>

・車椅子スペースには、車椅子固定装置を備える。

<標準的な整備内容>

・車椅子固定装置は、短時間で確実に様々なタイプの車椅子が固定できる巻き取り式等の構造とする。

・前向きの場合には、3点ベルトにより車椅子を床又は車体に固定する。車椅子使用者のベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。

・後ろ向きの場合は背もたれ板を設置し、横ベルトで車椅子を固定する。また、姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。

<望ましい整備内容>

・腰ベルトを使用する場合は、腰骨に正しく装着されることが望ましい。

・方式の多様化による乗務員の混乱を避けるため、仕様の一貫が望ましい。



7

実技に関する取組をご紹介します

- ✓ 新人研修の際、研修生が固定していない車いすに乗った状態でバスを走らせ、加速や強めのブレーキ操作をして、固定をしていない車いすがどれほど危険なのかを実感してもらっている。
- ✓ 新人研修及び年1回の研修の際、運転者としての対応だけでなく、研修生が車いす使用者役となることで車いす使用者の感じ方等を理解できるようにしている。(写真1)
- ✓ 年1回の研修の際、研修生1人が代表して車いす使用者が乗車した際の一連の作業を実践し、他の研修生が訂正や補足する実技教育を実施している。
- ✓ 近隣病院から依頼される車いす利用者のバス乗降訓練の機会をドライバーの実践的な研修の場としても活用している。
- ✓ 障害者団体と協力して車いす対応訓練及び意見交換会を年1回開催している。(写真2)
- ✓ 所定の時間以内にスロープ設置～車いす固定まで完了することを独車のための条件としている。



(写真1: 京浜急行バス(株)提供)



(写真2: 京浜急行バス(株)提供)

講習に関する取組をご紹介します

- ✓ 固定していない車いすが運転操作によってどのような挙動をするのかを撮影して社内教育資料として使用している。(写真3)
- ✓ 教育資料に過去の事故のドラレコ映像を使用している。(写真4)
- ✓ 新人研修に車いす使用者等への接遇に関する専門事業者による講義時間を設けている。
- ✓ 関係団体が実施する講習に運行管理者やドライバーを参加させ、様々な障害をもつ方々と交流することにより、接遇意識の向上を図っている。

～ 走行中に急停車 ～



検証実験① 輪留めのみでの走行

(写真3:西武バス(株)提供)



(写真4:西武バス(株)提供)

※ 自社で教育用動画を作成するのが大変であれば、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団作成の動画を使用してはいかがでしょうか？

<https://www.youtube.com/watch?v=FdKMgyaKhBI>

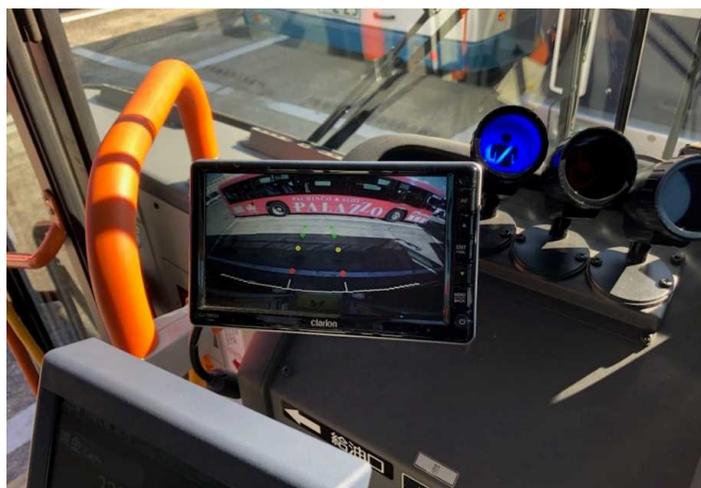
車両側の取組をご紹介します

中扉付近を映す車外カメラを取り付けている。
カメラ映像により、スロープ設置に適した場所に正着しやすくなるため、車いす使用者がスムーズに乗降できる。



<車外カメラ>

中扉の上部中央(赤○内)に
広角タイプの小型カメラを設置



<モニター>

車内インパネに7型ワイドモニターを設置
手元のスイッチ操作により、カメラ映像をモニターに表示



<カメラ映像>

カメラ映像に反転式スロープ板の設置範囲を示したマーカーを重ね合わせることで、ガードレールの切れ目でもスロープ設置に適した停車位置が分かるように配慮

京成バス(株)提供

本社が主導して積極的に水平展開しましょう

営業所が実施している教育等の取組内容を本社が情報収集して、他営業所でも水平展開できるように情報共有することが重要です。

営業所の報告を受けるだけになっていませんか？

営業所に任せっぱなしになっていませんか？

より効果的な教育方法を考え続けていますか？

通り一辺倒の教育になっていませんか？

①取組内容の報告

②情報共有・水平展開の励行

③社内一斉取組の企画・実施

営業所

営業所

営業所

...

社外の関係者に協力を依頼していますか？

地域の実情にあわせた教育方法にしていますか？